

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	a. 施設等において相談支援業務に従事する者	5年以上
	b. 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)国家資格等※を有する者 (4)a、c、dに従事した期間が1年以上である者	
	c. 障害者職業センター、障害者雇用センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務に従事する者	
	d. 特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
	e. その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	f. 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	8年以上
	g. 特例子会社及び障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
	h. 特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
	i. その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③有資格等	j. 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)保育士 (4)児童指導員任用資格者 (5)精神障害者社会復帰指導員任用資格者
k. 上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※による業務に3年以上従事している者		3年以上

①相談支援業務・・・身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行なう業務その他これに準ずる業務

②直接支援業務・・・身体上又は精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行なう業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育等に係る業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士

※ 実務経験年数及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

◎ 詳細については、指定担当部局(各サービス担当)に確認してください。